

心身障害者医療費助成制度（マル障）

申請に必要な個人番号がわかるものおよび身元確認書類のご案内

※ 申請の際には、1 および2についてそれぞれ書類が必要となります。

※ 代理人の方が来所される場合は、3の書類と本人（申請者）の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、健康保険証等の原本の提示が必要です。

1 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

申請者（本人）の個人番号（マイナンバー）がわかるものをご提示ください。

※申請者（本人）が20歳未満であって、本人が医療保険の世帯主又は被保険者ではない場合は、本人と医療保険の世帯主又は被保険者の方の両方の個人番号（マイナンバー）が必要です。

マイナンバー確認書類（下記からいずれか1点）

- ・個人番号カード
- ・通知カード（記載事項と住民登録の内容が一致するものに限る。）
- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書

※個人番号通知書は、確認書類となりません。

2 来所者（本人または代理人）の身元確認ができるもの

[ア]の中から1点、または、[イ]の中から2点ご提示ください。

[ア]身元確認書類①（いずれか1点）

- ・個人番号カード
- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳
- ・愛の手帳、療育手帳
- ・官公署から発行された写真つき証明書 など
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・パスポート
- ・特別永住者証明書
- ・在留カード

[イ]身元確認書類②（①を提示できない場合、いずれか2点）

- ・健康保険や介護保険などの被保険者証（保険証）
- ・国民年金手帳、年金証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・児童扶養手当証書
- ・官公署が交付した証 など

- 3 代理人の方が申請手続きされる場合には、上記の書類に加え、次の書類も必要となります。

<法定代理人の場合>

戸籍謄本、後見に関する登記事項証明書等の書類、その他官公署が発行した書類であって代理権が確認できるもの（健康保険証など）

<任意代理人の場合>

委任状（用紙はホームページからダウンロードするか、申請窓口にお問い合わせください。）